

○財務省令第七十号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第三百三十一号）の一部の施行に伴い、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十八日

財務大臣 鈴木 俊一

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令  
（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（入国者が輸入する携帯品等の免税） 第二条の四 令第十三条の六の表の第二号の上欄（	（入国者が輸入する携帯品等の免税） 第二条の四 「同上」

無条件免税をしない携帯品)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項

まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一

九号の一に掲げる物品

「三・四 略」

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の経路を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、二十歳未満の者が、同表の中欄に掲

一 「同上」

二 法の別表第二四類に掲げる物品

「三・四 同上」

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の経路を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、同表の中欄に掲げる物

げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二  
 二・〇八項までに掲げる物品並びに同表第二四・  
 〇一項から第二四・〇三項まで、第二四・〇四・一  
 一号及び第二四・〇四・一九号の一に掲げる物品を  
 その入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手續  
 を経て別送して輸入する場合は、この限りでない  
 。

本邦に入国する者	物品	数量
一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四・〇四・一一号及び第二四・〇四・	七五グラム（法の別表第二四・〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあっては

品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇  
 八項までに掲げる物品及び同表第二四類に掲げる  
 物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条  
 の手續を経る別送して輸入する場合は、この限り  
 でない。

本邦に入国する者	物品	数量
一 「同上」	法の別表第二四類に掲げる物品	七五グラム（法の別表第二四・〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあっては

職により下 船する者を 除く。)	一九号の一に掲げ る物品	一五本、同表第 二四〇二・二〇 号に掲げる物品 のみの場合に あつては六〇本、 同表第二四〇四 ・一一号の二及 び第二四〇四・ 一九号の一に掲 げる物品のみの 場合にあつては 同表第二四〇二 ・二〇号に掲げ る物品の六〇本
------------------------	-----------------	--

		一五本、同表第 二四〇二・二〇 号に掲げる物品 のみの場合に あつては六〇本、 同表第二四〇三 ・九九号の二に 掲げる物品のう ち加熱式たばこ のみの場合に あつては同表第二 四〇二・二〇号 に掲げる物品の 六〇本に相当す
--	--	--

	二 船舶の乗 組員（航海 日数が一月 以上三月未 満のものに 限り、退職 により下船 する者を除	〔略〕	〔略〕	
に相当する数量 として税関長が 適当と認める数 量。次号から第 四号までにおい て同じ。）	〔略〕	〔略〕	法の別表第二四・ ○一項から第二四 ・○三項まで、第 二四〇四・一一号 及び第二四〇四・ 一九号の一に掲げ	
二 〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	
る数量として税 関長が適当と認 める数量。次号 から第四号まで において同じ。）	〔同上〕	〔同上〕	法の別表第二四類 に掲げる物品	〔同上〕

四 航空機の 乗組員（退	く。）						
	三 船舶の乗 組員（航海 日数が三月 以上のもの に限り、退 職により下 船する者を 除く。）	る物品	る物品	る物品	る物品	る物品	る物品
○一項から第二四	法の別表第二四・ 一九号の一に掲げ る物品	○一項から第二四 ・○三項まで、第 二四〇四・一一号 及び第二四〇四・ 一九号の一に掲げ る物品	法の別表第二四・ ○一項から第二四	○一項から第二四	法の別表第二四・ ○一項から第二四	○一項から第二四	○一項から第二四
略	略	略	略	略	略	略	略

四 「同上」	三 「同上」						
に掲げる物品	に掲げる物品	に掲げる物品	に掲げる物品	に掲げる物品	に掲げる物品	に掲げる物品	に掲げる物品
法の別表第二四類	法の別表第二四類	法の別表第二四類	法の別表第二四類	法の別表第二四類	法の別表第二四類	法の別表第二四類	法の別表第二四類
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

職により降 機する者を 除く。）	五 前各号に 掲げる者以 外の者
・〇三項まで、第 二四〇四・一一号 及び第二四〇四・ 一九号の一に掲げ る物品	〔略〕 法の別表第二四・ 〇一項から第二四 ・〇三項まで、第 二四〇四・一一号 及び第二四〇四・ 一九号の一に掲げ る物品
〔略〕	二五〇グラム（ 法の別表第二四 〇二・一〇号に 掲げる物品のみ の場合にあつて は五〇本、同表 第二四〇二・二 〇号に掲げる物
五 〔同上〕	
〔同上〕	法の別表第二四類 に掲げる物品
〔同上〕	二五〇グラム（ 法の別表第二四 〇二・一〇号に 掲げる物品のみ の場合にあつて は五〇本、同表 第二四〇二・二 〇号に掲げる物

---

---

品のみの場合に  
あつては二〇〇  
本、同表第二四  
〇四・一一号の  
二及び第二四〇  
四・一九号の一  
に掲げる物品の  
みの場合にあつ  
ては同表第二四  
〇二・二〇号に  
掲げる物品の二  
〇〇本に相当す  
る数量として税  
関長が適当と認

---

---

---

---

品のみの場合に  
あつては二〇〇  
本、同表第二四  
〇三・九九号の  
二に掲げる物品  
のうち加熱式た  
ばこのみの場合  
にあつては同表  
第二四〇二・二  
〇号に掲げる物  
品の二〇〇本に  
相当する数量と  
して税関長が適  
当と認める数量

---

---

備考 〔略〕	〔3〕5 略〕  (輸出貨物の製造用原料品の指定)	第九條 令第四十七條第一項(輸出貨物の製造用原料品の減免税の範囲)に規定する財務省令で定める製品は、次に掲げる製品とする。	〔一・二 略〕	三 花器、壁掛け、置物その他これらに類する室内装飾用品	〔四〕六 略〕	七 玩具類	八 〔略〕	〔略〕	める数量)
								〔略〕	

備考 〔同上〕	〔3〕5 同上〕  (輸出貨物の製造用原料品の指定)	第九條 〔同上〕	〔一・二 同上〕	三 花器、壁かけ、置物その他これらに類する室内装飾用品	〔四〕六 同上〕	七 がん具類	八 〔同上〕	〔同上〕	)
								〔同上〕	〔同上〕

<p>九 スタンド、スイッチカバーその他これらに類する照明器具又は電気装備品</p> <p>十 <u>スプレー</u>、手鏡、おしろい入れその他これらに類する化粧用品</p>	<p>九 スタンド、スイッチカバーその他これらに類する照明器具又は電気装備品</p> <p>十 <u>スプレー</u>、手鏡、おしろい入れその他これらに類する化粧用品</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(関税暫定措置法施行規則の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>別表（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">関税定率法</td> <td style="width: 50%;">生産された物品</td> </tr> <tr> <td>別表の番号</td> <td>原産品としての資格を与え</td> </tr> </table>	関税定率法	生産された物品	別表の番号	原産品としての資格を与え
関税定率法	生産された物品				
別表の番号	原産品としての資格を与え				
改 正 前	<p>別表（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">関税定率法</td> <td style="width: 50%;">生産された物品</td> </tr> <tr> <td>別表の番号</td> <td>原産品としての資格を与え</td> </tr> </table>	関税定率法	生産された物品	別表の番号	原産品としての資格を与え
関税定率法	生産された物品				
別表の番号	原産品としての資格を与え				

第二類	〔略〕	るための条件
第三類	魚並びに甲殻類、 軟体動物及びその 他の水棲無脊椎動 物	〔略〕
〔第四類 ～ 一五・一一〕	〔略〕	〔略〕
第一六類	肉、魚、甲殻類、 軟体動物若しくは その他の水棲無脊 椎動物又は昆虫類 の調製品	〔略〕

第二類	〔同上〕	るための条件
第三類	魚並びに甲殻類、 軟体動物及びその 他の水棲無脊椎動 物	〔同上〕
〔第四類 ～ 一五・一一〕	〔同上〕	〔同上〕
第一六類	肉、魚又は甲殻類 、軟体動物若しく はその他の水棲無 脊椎動物の調製品	〔同上〕

「二七・〇一」	～	二〇・〇八」	二〇・〇九	〔略〕	〔略〕	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含む、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加	〔略〕	〔略〕	〔略〕
---------	---	--------	-------	-----	-----	--	-----	-----	-----

「二七・〇一」	～	二〇・〇八」	二〇・〇九	〔同上〕	〔同上〕	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含む、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
---------	---	--------	-------	------	------	---	------	------	------

「二一・〇一

～

二一・〇六」

二一・〇二

えてあるかないかを問わない。）

「略」

水（鉍水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・九項の果実、ナ

「略」

「二一・〇一

～

二一・〇六」

二一・〇二

「同上」

水（鉍水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・九項の果実又は

「同上」

<p>ツト又は野菜のジ ユースを除く。） のうち</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔二二・〇四〕</p>	<p>～</p>	<p>二三・〇九</p>	<p>二四・〇四</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>たばこ、再生たば こ、ニコチン又は たばこ代用物若し くはニコチン代用 物を含むする物品 （非燃焼吸引用の 物品に限る。）及</p>		
<p>野菜のジュースを 除く。）のうち</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔二二・〇四〕</p>	<p>～</p>	<p>二三・〇九</p>	<p>〔項を加える 〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>				

(1) 非燃烧吸引 用の物品の うち	びニコチンを含む するその他の物品 (ニコチンを人体 に摂取するための ものに限る。)
たばこ又 は再生た ばこを含 有するも の以外の もので製	第二四・〇四 項及び第三八 ・二四項に該 当する物品以 外の物品から の製造(非原



〇二八・四三  
～

〔略〕

(ii) |  
もの | その他の

〔略〕 |  
る製造に限る |  
。 |  
第二四・〇四 |  
項及び第三八 |  
・二四項に該 |  
当する物品以 |  
外の物品から |  
の製造（非原 |  
産品割合が五 |  
〇%以下とな |  
る製造に限る |  
。） |

〇二八・四三  
～

〔同上〕

〔同上〕

五九・一〇	五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。）	〔略〕	〔第六〇類〕	～	第九三類	第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物を	〔略〕
-------	-------	--	-----	--------	---	------	------	--	-----

五九・一〇	五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	〔同上〕	〔第六〇類〕	～	第九三類	第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物を	〔同上〕
-------	-------	--	------	--------	---	------	------	--	------

---

---

した物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）

---

---

---

---

した物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）

---

---

備考	「略」	「九六・〇一 ～ 九六・一四」 九六・一七	「略」	「略」
		魔法瓶その他の真 空容器及びその部 分品（ガラス製の 内部容器を除く。）	「略」	「略」
備考	「同上」	「九六・〇一 ～ 九六・一四」 九六・一七	「同上」	「同上」
		魔法瓶その他の真 空容器（ケース入 りのものに限る。 ）及びその部分品 （ガラス製の内部 容器を除く。）	「同上」	「同上」

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第一条中関税込定率法施行規則第二条の四第二項た

だし書の改正規定（「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。